

## 社会福祉法人 光寿福祉会 評議員役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は 社会福祉法人光寿福祉会の法人業務に伴う評議員、役員に対する報酬について定める。役員とは理事長、理事、及び監事をいう。

### (業務の種類)

第2条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会、理事会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員及び評議員対象の研修会、講習会への参加
- (5) その他必要と認められる場合

### (報酬)

第3条 前条の業務を執行する場合は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、出席1回につき3000円の日当を支給することができる。ただし委任状による出席の場合はこれに該当しない。

2 ただし前条にもかかわらず、理事のうち施設長及び職員等法人より給与の支給を受けているものはこれに該当しない。

### (雑則)

第4条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

### (本規程の改廃)

第5条 本規程は、評議員会の決議を経て改廃する。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。